

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。

なお、減価償却累計額は、12,929,867,981円である。

(内訳) 指導研修事業資産 10,834,535,697円 (指導研修経理)

有形固定資産	2,095,332,284円
(高度化融資経理	614,060,742円)
(新事業開拓促進等資金経理	3,497,810円)
(繊維関係業務経理	30,684,201円)
(指導研修経理	1,447,089,531円)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金の貸倒による損失に備えるため、中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令(平成11年通商産業省令第70号)第29条第1号及び高度化融資経理に係る貸倒引当金の積立てについて(元金庁第1807号)により、当該事業年度末貸付金残高の50/1000に相当する額を計上している。

(2) 退職給与引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末支給額の範囲内で計上している。

(3) 債務保証損失引当金

保証債務による代位弁済に備えるため、中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令(平成11年通商産業省令第70号)第29条第2号及び繊維関係業務経理に係る債務保証損失引当金の積み立てについて(平成14・03・20中第1号)により、当該事業年度末保証債務残高の範囲内で計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費 支出時に全額費用として計上している。

債券発行差金 債券の償還期限までの期間(10年間)で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、65,756,516,830円となっている。

(内訳) 一般高度化貸付金	19,923,803,176円
特定高度化貸付金	42,749,456,960円
繊維工業構造改善貸付金	2,352,125,511円
広域高度化貸付金	711,596,040円
旧高度化貸付金	19,535,143円

(4) 財務諸表作成のための相殺処理

① 損益計算書における相殺処理

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
[出資資金経理] 指導研修経理へ繰入	1,195,054,091	[指導研修経理] 出資資金経理より受入	1,195,054,091
[出資資金経理] 新事業開拓促進等資金経理へ繰入	21,000,000,000	[新事業開拓促進等資金経理] 出資金経理より受入	21,000,000,000

② 貸借対照表及び財産目録における相殺処理

(単位:円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
[高度化融資経理] 繊維関係業務経理貸付金	3,000,000,000	[繊維関係業務経理] 長期借入金	3,000,000,000

なお、財産目録における高度化融資及び繊維関係業務の各経理単位の正味財産は、それぞれ高度化融資経理1,189,916,280,338円、繊維関係業務経理16,276,655,835円となる。